

議員定数等検討委員会報告書

令和4年5月17日

神奈川県議会 議員定数等検討委員会

当委員会において、神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関して行った協議の結果を、次のとおり議長に報告する。

1 はじめに

当委員会は、議長の依頼により、令和5年春に想定される次回の一般選挙に向けて、神奈川県議会議員の定数（以下「総定数」という。）、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数（以下「各選挙区の定数」という。）について検討を行った。

2 協議結果

(1) 総定数について

総定数は、105人とする。

(2) 選挙区について

ア 三浦市選挙区は、特例選挙区¹として存置する。

イ 足柄下選挙区は、現在の南足柄市・足柄上選挙区の合区を見直した上、隣接する南足柄市と合区することとし、南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域をもって1選挙区とし、その名称を「南足柄市・足柄下」とする。また、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域をもって1選挙区とし、その名称を「足柄上」とする。

ウ 愛川町・清川村選挙区は厚木市選挙区と合区することとし、厚木市、愛川町及び清川村の区域を合わせた区域をもって1選挙区とし、その名称を「厚木市・愛川町・清川村」とする。

エ その他の選挙区の区域は、現行のとおりとする。

(3) 各選挙区の定数について

ア 合区して設ける「厚木市・愛川町・清川村」選挙区の定数を3人

¹ 特例選挙区

公職選挙法第271条に「昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。」と規定されている。

とし、「南足柄市・足柄下」選挙区及び「足柄上」選挙区の定数をそれぞれ1人とする。

イ 横浜市青葉区選挙区及び海老名市選挙区の定数をそれぞれ1人増とし、横須賀市選挙区の定数を1人減とする。

なお、これにより、それぞれの選挙区の新定数は、横浜市青葉区選挙区は4人、横須賀市選挙区は4人、海老名市選挙区は2人となる。

ウ その他の選挙区の定数は、現行のとおりとする。

(4) 条例改正の時期について

令和4年第2回定例会において、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部を改正する条例案を提案する。

3 協議内容

(1) 当委員会における協議開始及び検討方針の確認

[第1回 令和3年7月12日]

令和5年春に想定される次回一般選挙に向けた検討については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年国勢調査の結果の公表が延期されたことから、令和3年6月の令和2年国勢調査の速報値の公表を契機に協議を開始した。

[第2回 令和3年9月27日、第3回 10月15日]

令和3年11月の令和2年国勢調査の確定値の公表を見据え、総定数についての方向性を協議し、選挙区や各選挙区の定数の配分についての検討方針を確認した。

総定数については、基本的な考え方として、令和2年国勢調査の速報値では県全体の人口が前回国勢調査結果から微増したことを踏まえ、前回の一般選挙に向けた議員定数等検討委員会と同様、県全体の人口動態を俯瞰した上での検討が必要であること、「常任委員会中心主義」を尊重し、常任委員会数及び各委員会に配当されるべき委員数を考慮することを確認した。その上で、令和2年国勢調査の確定値の発表後に改めて協議・決定することとした。

選挙区については、県議会議員の地域代表的性格と、3つの指定都市や多彩な風土や背景を持つ地域がある本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくという考え方により、地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行い、また、選挙区の人口が「議員一人当たりの人口」の半数を下回った場合（強制合区）の合区先については、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出先機関の設置状況、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討する方針を決定した。なお、選挙区の変更を行う場合にあっては、1年程度の周知期間を設ける必要があるとした。

各選挙区の定数については、公職選挙法の原則どおり、人口に比例して配分する方針を決定した。

(2) 総定数の協議・決定

[第4回 令和4年2月10日]

令和2年国勢調査の結果を踏まえた知事告示による人口²に基づき、総定数は当初の方向性のとおり105人とすることを決定した。

(3) 選挙区及び各選挙区の定数の協議・決定

[第5回 令和4年3月31日、第6回 4月6日、第7回 4月11日]

選挙区及び各選挙区の定数について協議を行った。

(強制合区対象選挙区について)

強制合区の対象となる「三浦市」、「足柄下」及び「愛川町・清川

² 令和2年国勢調査の結果を踏まえた知事告示による人口

公職選挙法施行令第144条に「法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。」と規定されている。

今回の見直しでは、令和2年国勢調査（調査日は、令和2年10月1日午前零時）が「最近の国勢調査」に該当するが、本県の場合、令和2年12月1日に相模原市と東京都町田市間の河川改修に伴う境界変更が行われているため、ただし書きを適用し、令和4年1月14日の知事告示人口による。

村」の3選挙区については、県議会議員の地域代表的性格を踏まえ、それぞれの地域の住民の生活や経済活動の現在の実態等を考慮し、総合的な検討を行った。

その結果、賛成多数により、次のとおり決定した。

ア 三浦市選挙区は、特例選挙区として存置する。

イ 足柄下選挙区は、現在の南足柄市・足柄上選挙区の合区を見直した上、隣接する南足柄市と合区し、「南足柄市・足柄下」選挙区とする。また、足柄上郡5町を区域とする「足柄上」選挙区を設置する。

ウ 愛川町・清川村選挙区は、厚木市選挙区と合区し、「厚木市・愛川町・清川村」選挙区とする。

なお、共産党からは、三浦市選挙区は横須賀市選挙区と合区、足柄下選挙区は小田原市選挙区と合区すべきとの反対意見があった。

(各選挙区の定数について)

各選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項の原則どおり、人口に比例して次のとおり配分することとした。

ア 合区して設ける「厚木市・愛川町・清川村」選挙区の定数を3人とし、「南足柄市・足柄下」選挙区及び「足柄上」選挙区の定数をそれぞれ1人とする。

イ 横浜市青葉区選挙区及び海老名市選挙区の定数をそれぞれ1人増とし、横須賀市選挙区の定数を1人減とする。

なお、これにより、それぞれの選挙区の新定数は、横浜市青葉区選挙区は4人、横須賀市選挙区は4人、海老名市選挙区は2人となる。

ウ その他の選挙区の定数は、現行のとおりとする。

この配分により、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数よりも少ない、いわゆる逆転現象は発生しない。また、各選挙区の議員一人当たりの人口は、最も少ない三浦市選挙区が42,069人、最も多い座間市選挙区が132,325人で、人口較差は3.14倍である。

4 今後の課題について

本県は、3つの指定都市があり、人口増加地域と人口減少地域が混在しており、地域間の人口の差異がより一層拡大することが予想される。

令和2年国勢調査の結果、4年前には1選挙区であった強制合区対象選挙区が今回は3選挙区となった。

今回の協議の中において、小規模自治体の住民の意見を県政に反映させるためにも、地域代表である県議会議員を今後も適切に配置することが必要であること、人口要件のみで議員を各選挙区に配当するという現行法令では多様な県民意見を県政に反映させることが難しくなっており、国に対して法令改正も含めた選挙制度の見直しを求めていくべきであること等の課題が指摘された。

別表 人口※¹に比例して配分した新定数

選挙区の名称	選挙区の区域	人口	定数(人)		
			現行	新	増減
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	297,437	3	3	なし
横浜市神奈川区	横浜市神奈川区	247,267	3	3	なし
横浜市西区	横浜市西区	104,935	1	1	なし
横浜市中区	横浜市中区	151,388	2	2	なし
横浜市南区	横浜市南区	198,157	2	2	なし
横浜市港南区	横浜市港南区	215,248	2	2	なし
横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	207,811	2	2	なし
横浜市旭区	横浜市旭区	245,174	3	3	なし
横浜市磯子区	横浜市磯子区	166,731	2	2	なし
横浜市金沢区	横浜市金沢区	198,939	2	2	なし
横浜市港北区	横浜市港北区	358,530	4	4	なし
横浜市緑区	横浜市緑区	183,082	2	2	なし
横浜市青葉区	横浜市青葉区	310,756	3	4	1増
横浜市都筑区	横浜市都筑区	213,132	2	2	なし
横浜市戸塚区	横浜市戸塚区	283,709	3	3	なし
横浜市栄区	横浜市栄区	120,194	1	1	なし
横浜市泉区	横浜市泉区	152,378	2	2	なし
横浜市瀬谷区	横浜市瀬谷区	122,623	1	1	なし
川崎市川崎区	川崎市川崎区	232,965	3	3	なし
川崎市幸区	川崎市幸区	171,119	2	2	なし
川崎市中原区	川崎市中原区	263,683	3	3	なし
川崎市高津区	川崎市高津区	234,328	3	3	なし
川崎市宮前区	川崎市宮前区	233,728	3	3	なし
川崎市多摩区	川崎市多摩区	221,734	2	2	なし
川崎市麻生区	川崎市麻生区	180,705	2	2	なし
相模原市緑区	相模原市緑区	170,207	2	2	なし
相模原市中央区	相模原市中央区	273,871	3	3	なし
相模原市南区	相模原市南区	281,411	3	3	なし

選挙区の名称	選挙区の区域	人口	定数（人）		
			現行	新	増減
横須賀市	横須賀市	388,078	5	4	1減
平塚市	平塚市	258,422	3	3	なし
鎌倉市	鎌倉市	172,710	2	2	なし
藤沢市	藤沢市	436,905	5	5	なし
小田原市	小田原市	188,856	2	2	なし
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	242,389	3	3	なし
逗子市・葉山町	逗子市及び葉山町	88,725	1	1	なし
三浦市	三浦市	42,069	1	1	なし
秦野市	秦野市	162,439	2	2	なし
厚木市・愛川町・清川村	厚木市、愛川町及び清川村	266,612	(厚木市) 3	3	1減
			(愛川町・清川村) 1		
大和市	大和市	239,169	3	3	なし
伊勢原市	伊勢原市	101,780	1	1	なし
海老名市	海老名市	136,516	1	2	1増
座間市	座間市	132,325	1	1	なし
南足柄市・足柄下	南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町	82,282	(南足柄市) (※2)	1	なし
			(足柄下) 1		
綾瀬市	綾瀬市	83,913	1	1	なし
寒川町	寒川町	48,348	1	1	なし
大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	59,198	1	1	なし
足柄上	中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	65,355	1 (※2)	1	なし

備考 太枠で囲んだ部分に変更となる箇所

※1 令和2年国勢調査の結果を踏まえた令和4年1月14日付け知事告示による人口

※2 現行の「南足柄市・足柄上選挙区」の定数1は、「足柄上選挙区」に掲載

○ 議員定数等検討委員会における協議経過

開催日	開催回	協議・決定事項
令和3年7月12日	第1回	○ 委員長及び副委員長の互選
令和3年9月27日	第2回	○ 定数等に係る基本的な考え方、総定数、選挙区及び各選挙区の定数に係る検討方針について
令和3年10月15日	第3回	○ 定数等に係る基本的な考え方、総定数、選挙区及び各選挙区の定数に係る検討方針を決定
令和4年2月10日	第4回	○ 総定数を決定
令和4年3月31日	第5回	○ 選挙区及び各選挙区の定数について ○ 少数会派からの意見聴取を決定
令和4年4月6日	第6回	○ 選挙区及び各選挙区の定数について
令和4年4月11日	第7回	○ 少数会派の意見聴取結果を報告 ○ 選挙区及び各選挙区の定数を決定
令和4年4月26日	第8回	○ 議員定数等検討委員会報告書について
令和4年5月17日	第9回	○ 議員定数等検討委員会報告書を決定

議員定数等検討委員会委員名簿

委員長 桐生秀昭（自民党）

副委員長 斉藤たかみ（立憲民主党・民権クラブ）

委員（自民党）

芥川 薫 山本 哲

藤代 ゆうや

（立憲民主党・民権クラブ）

米村 和彦 栄居 学

（公明党）

藤井 深介

（共産党）

大山 奈々子

（かながわ県民・民主フォーラム）

近藤 大輔

（県政会）

相原 高広